



# 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。



## 大津市の男女共同参画の取組について

大津市では、「大津市男女共同参画推進条例」を指針として、「第2次大津市男女共同参画推進計画（おおつ かがやきプランⅡ）」に基づいた施策を推進しています。

また、平成28年度を始期とする「（仮称）第3次大津市男女共同参画推進計画」の策定に向けた基礎資料とするため、平成26年9月に「大津市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

さらに、平成26年度からは、女性が希望する働き方や生き方を選択でき、女性も男性も仕事と生活のバランスの取れた暮らしのできる社会を目指して、新たな男女共同参画推進重点事業「Otsu プロジェクト-W」に取り組んでいます。

平成27年度も、各部局でさまざまな事業を展開していきます。



**otsu プロジェクト-W**

**女性が活き活きと暮らし、働き、子育てして活躍できる大津をめざします！**



※ “Otsu プロジェクト-W” の「W」とは、本事業のキーワードとなる「Work-Life-Balanceの推進」の「W」と、「女性(Woman)のキャリアアップ」の「W」を意味するものです。

### 仕事での女性活躍にむけて

#### ●女性活躍検討プロジェクト

- ・市民意識調査の実施
- ・女性活躍に関する専門家会議の開催

#### ●女性の起業応援事業

- ・コワーキングスペースの提供等の検討
- トップ（市長）の企業訪問

### 男性の育児参画に向けて

#### ●男性従業員向け育児休業奨励金制度（継続）

#### ●父と子の親子あそび事業



### その他の取組

- 入札制度に女性活躍の評価項目設定（総合評価方式）
- 女性活躍推進アドバイザー制度の導入

### 大津市役所内の取組

#### ●「女性職員の管理職昇任推進」

#### ●「男性職員の育児休業取得推進」

など

